

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

熊本市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条を次のように改める。

（保護施設等の設備及び運営に関する基準）

第 2 条 次条から第 12 条までに定めるもののほか、次の各号に掲げる基準は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 生活保護法第 39 条第 1 項の規定により条例で定める保護施設（医療保護施設を除く。）の設備及び運営に関する基準 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）
- (2) 社会福祉法第 65 条第 1 項の規定により条例で定める事業授産施設の運営の基準 省令第 2 条から第 8 条まで及び第 23 条（第 2 項を除く。）から第 27 条の 2 までに定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準

(省令第2条から第8条まで及び第23条(第2項を除く。)から第27条の2までに定める基準に関するものに限る。)を含む。)

第3条から第6条までを削る。

第7条の見出しを「(苦情内容の記録等)」に改め、同条第1項、第3項及び第4項を削り、同条第2項中「保護施設等」を「保護施設及び事業授産施設(以下「保護施設等」という。)」に、「前項」を「その行った処遇に関する入所者から」に改め、同項を同条とし、同条を第3条とする。

第8条を削る。

第9条の見出しを「(記録の保存期間)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項第3号中「第7条第2項」を「前条」に改め、同項第5号中「第15条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項を同条とし、同条を第4条とする。

第10条を第5条とし、第11条から第17条までを5条ずつ繰り上げる。

第2章及び第3章を削る。

第4章の章名を削り、第34条の見出しを「(医療保護施設の運営基準)」に改め、同条を第13条とする。

第5章及び第6章を削る。

附則第1項の見出しを削る。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「第19条第3項第15号」を「省令第10条第3項第15号」に改め、同項を附則第2項とする。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(提出理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第80号)の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)の一部改正に伴い、保護

施設等の設備及び運営に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。